

第67回板橋区資源環境審議会

(令和7年9月8日(月)：午後3時00分～午後5時00分)

○環境政策課長 お時間になりましたので、第67回板橋区資源環境審議会を開催いたします。

本日は、磐田委員、大塚委員、豊城委員、久保委員、大倉委員、河野委員からご欠席のご連絡をいただいております。

議題に入る前に、本日の資料について確認をさせていただきます。机上に配付させていただいた資料が5点です。

1つ目が次第、2つ目が委員名簿、3つ目が座席表です。そして、4つ目に次期板橋区環境基本計画2035素案の一部差し替えの資料です。5つ目に、次期板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案の新旧対照表を机上に配付させていただいております。

また、事前に送付させていただきました資料が10点ございます。

資料1 第66回板橋区資源環境審議会主な意見と対応方針

資料2 (仮称) 板橋区環境基本計画2035素案(概要版)

資料3 (仮称) 板橋区環境基本計画2035素案

参考資料1 (仮称) 板橋区環境基本計画2035策定スケジュール

参考資料2 板橋区環境基本計画2025 進捗状況について

参考資料3 板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編) 2025

進捗状況について

参考資料4 板橋区環境教育推進プラン2025 進捗状況について

資料4 (仮称) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案(案)概要版

資料5 (仮称) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案(案)

参考資料5 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025 進捗状況について

資料の不足がありましたら、お声がけいただければと思います。

なお、本日の会議は、板橋区資源環境審議会運営方針に基づき、会議の終了後、会議録を調製させていただきます。発言内容は、事前に内容をご確認いただいた上で、区のホームページ等で公表させていただきますので、ご了承いただければと思います。

本日は傍聴者の方が2名いらっしゃいます。

(傍聴者 入場)

○環境政策課長 それでは、議題に入らせていただきます。

伊香賀会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、第67回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

これまで本審議会、そして清掃・リサイクル部会におきましては、次期環境基本計画と次期一般廃棄物処理基本計画について、委員の皆様に活発なご審議をいただき、座長といたしまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、これまで議論してまいりました素案の最終版を報告いただきます。

このあと、事務局からも説明がありますが、今後、素案をもって、区民の皆さんに意見を募るパブリックコメントを実施する運びとなり、1つの節目を迎えたところであります。本審議会におきましても、この後、寄せられた区民の皆さんのお意見を踏まえた原案の審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様には、引き続きお力添えをお願い申し上げます。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めていきたいと思います。

まず、報告事項「（仮称）板橋区環境基本計画2035素案について」について、事務局より報告をいただきますが、素案の報告の前に、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○環境政策課長 それでは、はじめに今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

参考資料1をご覧ください。A4横で、「板橋区環境基本計画2035策定スケジュール」という資料です。

今後のスケジュールについてですが、こちら、左の資源環境審議会の項目の9月の欄、9月8日が本日にあたるところです。これを踏まえまして、表の一番下の「エコポリス板橋」推進本部の項目の9月の欄、9月2日となっておりますが、こちらは日程変更があり、9月9日に区として決定をいたしまして、9月25日に区民環境委員会に報告をさせていただき、10月にパブリックコメントを実施し、次回の本審議会である12月22日になりますが、次回の審議会では、区民の皆様から寄せられたご意見を踏まえ、調整いたしました答申案をご審議いただくこととなっています。

このように、次回の審議会では答申案をご審議いただき、ご意見を賜るところでございます。そして、次回の審議会でお寄せいただきました委員の皆様からのご意見を踏まえ、答申をまとめるところとなります。その最終的な答申の取りまとめについては、座長に一任いただき、座長と事務局にて、最終的な作業の上、答申を取りまとめたいと考えています。最終的な答申につきましては、委員の皆様方にはメール等で共有をさせていただきたいと考えています。

また、次期環境基本計画とともに、現在、改訂作業を行っております、次期一般廃棄物処理基本計画についても、次回の審議会で答申案をお示しすることとなっておりますので、同様に、最終的な取りまとめにつきましては、座長に一任いただきまして、座長と事務局にて作業の上、取りまとめさせていただきたいと考えています。

最終的な答申の取りまとめにつきまして、委員の皆様にご承認いただければと存じます。

○会長 ただいま事務局より、次回の審議会では、次期環境基本計画と次期一般廃棄物処理基本計画について、答申案について審議を行うことと、審議を踏まえた答申の取りまとめについては、会長に一任いただき、事務局と調整の作業を行いたいとの説明がございました。

今後の審議会の進め方について、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○会長 ありがとうございます。

それでは、次回の審議会では、次期環境基本計画と次期一般廃棄物処理基本計画について、答申案を審議しまして、その審議を踏まえた答申の取りまとめにつきましては、会長に一任いただき、事務局と調整の作業を行っていきたいと思います。

また、最終的な答申につきましては、事務局を通じて、委員の皆様とメール等で共有したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、前回の審議会の振り返り、そして素案の報告を事務局よりお願ひいたします。

○環境政策課長 それでは、まず、前回の審議会の振り返りのご説明をさせていただきたいと思います。資料1をご覧ください。

「資料1 前回の審議会での主なご意見と対応について」です。

まず1番目、指標の設定や表記についてのご意見です。

こちらにつきましては、この後の素案の主な変更部分をご説明させていただく中で触れさせていただきますが、各指標について、指標を設定した理由を追記した他、目標値の水準の意味合いについても、注釈部分で補足を行ったものです。また、新たな指標も追加を行っています。

2のご意見です。

基本目標5の自然環境、ネイチャーポジティブの部分で、生物調査での動植物の個体数の指標化についてのご意見です。昨年度実施した生物多様性基礎調査については、地域全体を捉えた「悉皆調査」ではなく、「標本調査」がありました。抽出調査であり、今後、継続して実施する調査を重ね、個体数の把握の精度を高めたいと考えています。そのため、現段階での指標化は行わず、今後、継続調査を重ねる中で、指標化の検討を行っていきたいと考えており、その旨を素案本文に追記をさせていただいている。

4番のご意見です。将来像の「GO GREEN」の説明について、自然だけを捉えるものではないことを踏まえた表記についてのご意見です。

「GO GREEN」は、ご指摘のように自然だけではなく、広く環境全般を捉える概念ですので、「環境にやさしい」という旨の説明を追記しています。

5のご意見は、循環経済（サーキュラーエコノミー）の記載、指標についてのご意見です。記載については、素案本文に循環経済（サーキュラーエコノミー）の視点の記載を追記した他、コラムを新たに追記しています。指標については、サーキュラーエコノミーが多面的な要素を含む考え方であり、区レベルでの進捗を測定するデータの収集体制が整っていないため、現時点では指標設定は行わず、今後、研究してまいりたいと考えています。

2ページ目になります。

6番、3Rについて、リデュースとリユースの2Rを強調した表記のご意見です。素案本文に、その趣旨の追記をさせていただいたところです。

一番下の【その他の主な修正箇所】についても、記載の修正をさせていただいたところです。

以上が、前回の審議会の振り返りです。

続きまして、資料2をご覧ください。素案の概要版の説明で、A3横の資料です。

まず、前回お示しさせていただいたところからの追加の部分です。1ページ目の真ん中の「2 板橋区のこれまでの取組（前計画の振り返り）」です。

脱炭素の分野では、区内の温室効果ガス排出量、こちらは最新のデータでは令和4年度のものですが、基準年比で43.8万t-CO₂の減少となっております。これは、令和7年度に30%削減を目標としており、毎年均等に削減していくと仮定した場合の達成率に置き換えると、95.6%という達成率です。目標圏外というところではありますが、一層の削減に取り組んでまいりたいと考えています。

資源循環の分野では、区民一人当たりの一日のごみ排出量は、計画期間の終期を前に目標達成となっており、ごみの減量が進んでいるという状況です。自然環境・生活環境の分野では、区内の大気や水（河川等）の状況は、ほぼ環境基準をクリアしており、環境保全が図られています。

また、区内の緑の量に大きな変化はありませんが、緑豊かな自然が保全されている状況です。

環境教育の分野では、コロナ禍により区民の環境教育、環境学習への事業の参加が低迷してまいりましたが、現在は回復を見せている中で、区民の事業への参加を広げていくことが、大

きな課題となっているところです。

その他は、大きな変更点はありませんので、振り返りの説明を若干させていただきたいと思います。

3ページをご覧ください。

「第3章 将来像と6つの基本目標」です。将来像は、「みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち ~GO GREEN いたばし~」を掲げています。

基本目標1 「ゼロカーボンがつなぐ 幸せを実感できる環境のまち」では、脱炭素、ゼロカーボンは環境の全ての分野に関わるものであり、分野横断的にウェルビーイングを実感できるまちづくりを進めていくものです。

基本目標2は、「気候変動に備え 地球に適応するまち」です。気候変動は、環境施策では10年前にはなかった新しい視点であり、気候変動への対応としては、熱中症対策と水害対策を内容とするものです。

基本目標3は、「資源を大切にする循環のまち」です。区の一般廃棄物処理基本計画とリンクするのですが、ごみの減量や資源の有効利用を実践する循環のまちを目指すものです。

基本目標4は、「きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる 安心健康的のまち」です。大気や水の環境、いわゆる公害問題ですが、こうした環境面やまちの美化を含め、生活環境を確保していくものです。

基本目標5は、「自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち」です。自然環境の理解と体験を深め、ネイチャーポジティブの視点では、自然の保全と共に活用を進めていく。こうした自然の恵みと共生するまちを目指すものです。

最後に、基本目標6は、「学び、育て、主体的に行動する環境人づくり」です。環境について「学び」、行動できる人材を「育て」、主体的に「行動する」、こうした環境の人づくりを目指すものです。

4ページをご覧ください。

こちらは、「第4章 施策」です。

(1) ゼロカーボン、脱炭素です。①のア、ゼロカーボンの視点でのまちづくり。エネルギー・建築物、みどりをはじめとしたトータルな環境に配慮した整備や、ライフサイクルカーボンの視点での温室効果ガスの削減に取り組んでいくものです。いわゆるサステナブルなまちづくりの視点といったところです。

②区民・事業者の環境行動の推進という点では、ア 区民の環境活動のステップアップ、板橋アクションポイント事業のリニューアルを通して、区民の環境活動の裾野を広げていこうというものです。

また、イ 企業の環境活動の支援強化。こちらは板橋エコアクション事業のリニューアルを通して、企業の環境活動の支援を高めていこうというものです。

(2) 気候変動では、①気候変動に適応したライフスタイルの定着に向け、普及啓発を基盤に、クーリングシェルターなどの熱中症対策に取り組むものです。

②では、気候変動に適応した安心安全なまちづくりに向けまして、アの風水害対策と、イの雨水の浸透・利用の推進に取り組むものです。

(3) 資源循環です。こちらも、区の一般廃棄物処理基本計画とリンクするのですが、①3Rの推進、②ごみの発生抑制・資源循環の推進に取り組むものです。

（4）生活環境です。①では、良好な生活環境の確保に向け、区民のニーズが高い土壌汚染やアスベストをはじめとした公害対策、その他、河川の水質等の保全に取り組んでいくものです。

②では、まちの美化の推進に向けて、地域と連携した美化活動や、喫煙対策に取り組んでいくものです。

（5）自然環境、ネイチャーポジティブです。①は、みどりや水環境の保全・活用です。アは河川や緑化の推進、公園や樹林地といった区内の自然の保全活用に取り組むものです。また、昨今は、生態系の保全も求められていますので、例えば、ビオトープの保全などに取り組むものです。

②では、生物多様性の理解浸透とその恵みの利用です。ネイチャーポジティブは自然の恵みを受け続けていくことを目指すもので、アの生物多様性の普及・啓発を、生物生態園をはじめとした区の自然の資源を活用して進めていこうというものです。

そして、自然の恵みを体感していただくという視点で、イの自然に親しむ場づくり・機会づくりとして、グリーンフェスタなど、緑を楽しむライフスタイルを推進する取組や、かわまちづくりなど親しめる水辺づくりに取り組むものです。

（6）環境人づくりです。情報や場といった機会づくりを進めていこうということで、アの環境コンテンツでは、地域の資源やデジタルコンテンツの活用、イの環境教育と人材育成では、地域のフィールドや地域の自然の資源を活用した学習や体験の場づくり、機会づくりなどに取り組むものです。

また、ウのエコポリスセンターの機能向上では、現在の課題を踏まえ、絵本のまちと連携した親子が環境にふれあう居場所、子どもたちが環境を学べる学びの場といった居場所機能の充実に取り組むものです。

最後になります。前回の審議会で指標について、皆様方からご意見をいただきましたので、その最終的な指標の調整についてご説明をさせていただきます。

資料3の素案の本編、32ページをご覧ください。

こちらは、脱炭素の分野に関する指標です。指標全体に関係することとして、指標を設定した趣旨や指標の数値の意味合いを、今回お示ししています。脱炭素の分野に関する指標は、区域の温室効果ガス排出量と区役所の温室効果ガス排出量が主たる指標となっています。区域の温室効果ガス排出量の削減目標、こちらは国の地球温暖化対策計画に準拠したもの、また、区役所の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の政府実行計画に準拠したものとなっています。

また、区域、区内の温室効果ガスの排出量の削減目標。こちらは国の目標では、「吸收源」を含めて算出しておりますが、区の計画では、「吸收源」を含めず算出しておりますので、そうした点で、国に比べより多くの温室効果ガス排出量の削減を必要とする目標となっている旨を追記しています。

43ページをご覧ください。

43ページは、気候変動に関する指標です。まず、気候変動の影響を和らげていく、気候変動に関する「緩和」については、既出の「区域における温室効果ガス排出量」を把握します。

また、気候変動に対する「適応」に関する指標では、これまで掲げていたクーリングシェルターの設置施設数と、雨水流出抑制量に加え、気候変動が区民の健康に直接的な影響を及ぼしていることを示す「熱中症による救急搬送者数」を、新たに追加しました。

また「雨水流出抑制量」については、数値の規模感を感じ取っていただけるように、現状の5万m³の水、こちらは約300m³、25メートルプールの学校プールの約170杯分に当たる旨をお示しています。

続きまして、55ページをご覧ください。

55ページは、生活環境の分野に関する指標です。区民の安心や健康の生活を支える大気や騒音の確保すべき状態として、「大気汚染物質と自動車騒音の環境基準の達成率」を把握します。大気汚染物質の達成率については、82.6%を維持という指標となっています。これは大気汚染物質のうち、オキシダントという物質が環境基準を達成していないという状況の数値となっています。オキシダントは、国全体で長年、環境基準の達成率が、ほぼ0%と低迷しており、こうした状況を踏まえ、現在、環境省におきましても指標の見直しが行われています。

こうした実態を鑑みて、指標の数値の捉え方としては、オキシダントを除き、測定する大気汚染物質の環境基準を全てクリアした場合の数値として、82.6%を設定させていただいた旨を、注釈に追記をしています。

また、自動車騒音の達成率、現状値88.0%を出発点とした数値となっています。この達成率は東京都全体の達成率、例年、概ね70%台に比較しまして、都の全体の達成率を大きく上回るものであり、その水準を少しずつ高めていくという趣旨の指標となっており、その旨を追記しています。

61ページをご覧ください。

こちらが自然環境の分野の指標です。こちらは指標といたしまして、「河川（石神井川）の水質の環境基準の達成率」と「区内の緑被率」を把握するものです。また、生物多様性に関する区民の理解向上という点から、生物多様性に関する区民への浸透度を把握するものです。前回の審議会において、生物多様性の保全に関する指標の設定、ご意見をいただきました。動植物種の指標としての設定については、先ほど振り返りの部分でご説明をさせていただいたところです。

本文の記載としましては、こうした動植物種数の状況を、今後、生物多様性の保全に関する指標を補完するものとして、調査等を通して把握を深めていく旨を追記させていただいているです。

本日、机上配布させていただいた環境基本計画の差し替えのA4版の資料をご覧ください。環境教育の部分です。

こちらは、これまで板橋区の環境教育推進プランの計画に基づき、区の環境教育、環境学習を進めてきましたが、このたび、環境基本計画に一本化をするという中で、これまでの板橋区環境教育推進プランは、環境教育等促進法における環境教育等行動計画にあたるところとなっており、その行動計画を目標に掲げるというものです。

この行動計画の目標は、環境教育分野を対象とした基本目標6と同じ内容になりますので、基本目標6の「学び、育て、主体的に行動する環境人づくり」を細かく記述したものを記載させていただいたものです。

以上が、前回ご意見をいただき、調整を行いました指標の内容となっています。

○会長 本年度は、本審議会におきましては、次期環境基本計画の素案の審議を行ってきたところですが、ただいま委員の皆様の意見などを踏まえ、取りまとめられた素案を報告いただきました。

この素案をもって実施されるパブリックコメントの結果を踏まえ、本審議会では、今後、原案（最終案）の審議を行うこととなっております。

本日は、2つの点からご審議をいただきたいと思います。

1点目は、素案について、確認をしたい点がありましたら、ご質問をいただきたいと思います。

そして、2点目に、原案（最終案）に向けて、ご意見がありましたらお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、パブコメ前の最終確認のようなものですので、ぜひ、ご意見をいただければと思います。

○委員 基本的には、もうここに、それほど細かく大きな指摘をするということはないんすけれども、資料3の素案の方の22ページです。基本目標ということは書いていただいている、その前文があって、基本目標1から6と書いていただいているんですが、ここの前文のところに、やっぱりウェルビーイングというところですね。特に強調というか、特出しをして、そういうことが実感できるまちづくりということで、基本目標1から5、プラスそのための人ということで、まちづくり、人づくりというふうに構成いただいているのだろうと理解しています。

一方で、ウェルビーイングというところが、特に、この目標とか施策の中で出てくる部分というのが、実は基本目標1のイですかね。1番目のゼロカーボンを通じた持続可能なまちづくりの中の、まちや区民生活にぬくもりをもたらす取組というところだけに、そのウェルビーイングという言葉とかが出てきていて、私のこのイメージでは、ウェルビーイングというのはもっと大きな言葉で、この全体の目標をカバーするような考え方であるとか、そういうものかなと思っていたので、逆にこの施策の中に、ぼんとウェルビーイングというのがここだけに出てくると、ここだけが背負わされるというか、ちょっとバランスが悪いのかなという気はします。これは、この素案の方もそうですし、概要版の方でも、ここに、施策の中で、ウェルビーイングを実現する施策展開ということに書かれている、この部分だけになってくるんです。

けれど実際は、それぞれの施策も、環境を保全して、それによって幸せを実感するというウェルビーイングにつながるような施策が全て含まれていますので、ちょっとキーワード的に出す部分のバランスというか、少なくとも基本目標1のこの部分だけで背負わせるというようなイメージは、むしろ持たれない方がいいというか、より伝わりやすいんじゃないかなという気がいたしました。

○環境政策課長 今ご指摘いただきましたように、ウェルビーイングという考え方は、環境分野全般を捉えたもので、ご指摘のように基本目標1のゼロカーボンだけにとどまるものではありませんので、例えば、自然環境ということですと、自然の恵みといったものもウェルビーイングに通じるところです。この辺り、原案に向けて、記載の最終調整をさせていただく中で、このウェルビーイングの視点の表現の仕方については、改めて私どもの方で精査をした上で、表現を高めていきたいと思っています。

○委員 2点あります。今ご指摘のウェルビーイングに関して、環境省が述べているウェルビーイングはとても複雑です。私は、1948年のWHOの規定を用いています。「単に疾病がないという状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあること」で良いのではと考えます。水辺があるとか、自然がちゃんと生き生きしているとか、社会的な対応も含まれています。

そういうことを前提にした上で、この概要版のところで、2番の「気候変動に備え地球に適応するまち」というところで、②の気候変動対応の安心安全なまちづくりに関して、安全が担保されて、安心できると思います。この文言を安全安心なまちづくりがいいのではないかと思います。特に災害が多くなったときに、局所的な対応が非常に求められるのですが、その辺も含めて情報とかインフラだけで対応できるかというと、安全を第一に、そして安心していく文脈が良いと考えます。そうした上で、とてもこの目標はいいと思いますし、非常に丁寧にまとめていただいたと思います。

そして、板橋区にはエコポリスセンターがあるので、あるいは地域センターもあるので、もう少しこの基本目標6の「学び・育て・主体的に行動する環境づくり」。学習指導要領では、「主体的に対話型で」というのが入っているので、どういう環境価値を選んでいくかという対話が、あるいは地域センターで、そういう対話が成り立つような仕掛けが必要なのではないかと思います。市民に対して、基本的なこの計画をオープンにして、そこで小さな対話を積み重ねていただければと考えます。例えば、「絵本のまち」でもあるので、絵本を通しての親子の対話とか、そういうところからも環境を学んでいくことができるのではないかと思いますので、そういうニュアンスを込めて、ぜひ市民にオープンにしていっていただければありがたいと思います。

○環境政策課長 まず、基本目標2の気候変動の部分の「安心・安全」と、この2つをキーワードとしてまいりました。今、ご意見をいたしましては、安全というものを最初に置いてということでございました。こちらについては、2つのキーワードということを捉えるということでは、これまで整理をしてきたところでございますけども、その順番につきましては、計画の内容と照らしまして、最終的にどのような順番にさせていただくのかということについては、原案の調整の中で、改めて精査をしてまいりたいと考えています。

また、基本目標6で、「対話」という概念については、環境教育の中でも、要は対話を重視したアプローチということも取り上げられており、環境教育、環境学習を進める中で、対話という視点については非常に重要なところかと思っていますので、そうしたところの意味合いを、最終的な内容の調整の中で、より読み取っていただけるように調整していきたいと考えています。

○委員 43ページです。（3）の施設の目標・指標というところで、表はありますけれども、区内における熱中症搬送者数。これは現状268人で、令和12年減少、令和17年減少と書いてあるのですけども、私の体感的には、どんどん増えていくんじゃないかなと思っています。この分を原案としてパブリックコメントに出したら、区民からそんなことはないんじゃないかなという意見が出てくるのではないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○環境政策課長 この夏も大変猛暑ということで、非常に熱中症の状況でありますとか、熱中症対策ということが取り上げられている中では、ご指摘いただきましたように、今後、その辺りの状況の厳しさということは、区としても感じているところではあります。

その中で、やはり行政をいたしましては、こうした対策を重ねる中で、目標をいたしましては、区民の皆様のそうした健康が守られているという状況を目指したいと考えていますので、ここ熱中症搬送者数については、現状よりも、やはり減らしていくところを目指したいということで、そうしたご意見がありましたら、そのような区が考えているところをご説明させていただきたいと考えております。

○委員 ということは、見込みじゃなくて、どちらかというと目標という感じなんですかね。

○環境政策課長 指標の意味合いといたしましては、この搬送者数自体が、区の方で誘導がなかなかできないというようなところがありますので、そうした指標の性質から、見込みという形で、いわゆる目標値ということではなくて見込み値ということで、指標として、気候変動が区民の健康に与える影響というものを評価する指標として、設定をさせていただいたということです。

○会長 ちなみに、今年度は、多分、全国で10万人を超えるペースで増え続けていますので、ここら辺は少し意見は確かに出そうな気もいたします。

○委員 幾つかちょっと確認させていただきたいんですけども、今回、これ一部差し替えということで、環境教育等々のことを今回いただいているのがあるんですが、こちらの素案についてです。14ページを見ていただくと、基本目標のところで、エコポリスセンターの事業、せっかく板橋区にはエコポリスセンターというものがあり、これは日本全国を見ても、本当に早い段階でのエコポリスセンターということで、今年で30周年を迎えてるんですけども、コロナの影響も確かにあったとは思うんですが、これ、実際に14ページの内容を見ていただけると、やはり事業への参加者数が減少、また環境登録の団体数も減少ということで、かなりマイナスなイメージがあるにもかかわらず、目標値とはいえ、こういった数字を上げている。今回、この差し替えの部分の数値を上げているというところに関して、これは何か施策なりなんなりというのは考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きさせていただけますか。

○環境政策課長 まず、エコポリスセンターについては、今お話しいただいた課題というものがございます。いわゆる区民の皆様の参加でありますとか、またネットワークを広げていくといったことなど、課題があるところです。

まず1つは、環境、その提供する情報の質を高めていこうということで、ここについては、今、デジタルを活用した情報を提供するということを1つ検討しております。デジタルということですと、非常に豊富な情報量を区民の皆様に提供することができるということがありますので、そうした点で多くの区民の皆様に、環境について触れ合っていただけるのではないかということが1つです。

また、居場所機能ということでは、いわゆる施設の有効利用ということが、これまで課題として取り上げられてきましたので、絵本のまちと連携をした、絵本と環境という接点の中で、区民の皆様に触れていただけるようなプログラムを実施させていただいている。また、今、午後は小学生などを中心に学んでいただけるような環境づくりをしていくんですけども、そちらは、まだちょっと道半ばというところがありますので、より子供たちにじっくりと学んでもらえるような環境づくりを、エコポリスセンターの中で実施をし、より多くの区民の皆様に、色々な接点で環境に触れていただけるよう、こうした活性化を目指していきたいということを内容としているものを、少し概要的にお示しさせていただいているものになります。

○委員 実際のところ、エコポリスセンターというのは、地域柄ちょっと駅からかなり離れているところを遡っていかなくちゃいけないところで、やっぱり子供も限られてきちゃうと思うんですよね。

そういうところで、学校、幼保小も含めて、もうちょっと発信というか、そういうものがかなり少ないんじゃないかなと思います。夏休みも現況を見ていると、やっぱり、子供たちが建物の1階で終わらせてしまって、地下に行って資料を見るとか、2階に上がって資料を確

認するとかというのが、なかなか導線的に難しいのかなということがあります。やはり子供のときから、板橋区の子供たちが環境に対して、みんなが気持ちを持っているというイメージづくりとしては、更にエコポリスセンターを、もうちょっと前に出していかなくてはいけないのでないかなと思いますので、今後とも、より一層検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員 今頂いている資料3の49ページのところで、家庭ごみの有料化の観点からお聞きしたいと思います。

一般的にごみの有料化がされると、ごみの量が減ると言われていると思うんですけれども、国が有料化の方針を打ち出した中で、23区もその有料化の検討が進んでいますというふうに伺っています。こちらに、49ページに記載されている目標には、今後の有料化のその可能性のようなものが織り込まれているのかどうかということと、あとは、もし可能でしたら、現在の有料化に関する検討の状況みたいなものをお聞きいただけそうでしたら、お聞きできますうれしいです。

○資源循環推進課長 具体的に有料化の検討については、一般廃棄物処理基本計画の方に、少し詳しく掲載させていただいておりますが、検討としましては、盛り込むといいますか、その中では、今後、検討するということとなっています。ただ、具体的にいつからか、どのくらいかというところは、まだ現在、そこまで踏み込んだところまで至っていないという状況です。

また2点目、現在の検討状況ですけれども、特別区と、東京都と、あと市部の方で、共同の勉強会ということがあります。その中で、有料化は東京の市部の方で始まっていますので、そちらの現況や課題、そういうことを伺いながら、現在勉強しているという状況です。

○委員 そうしますと、この環境基本計画2035自体には、そのことは織り込まれていないというふうに理解をしたんですけども、今後、次の10年の中で動きがあった場合に、この数字というものは何か見直しがされるのでしょうか。

○資源循環推進課長 この数字自体に有料化の数字が込みで入っているかというと、そういうわけではないという状況です。

今後、こちら有料化が整った段階では、また一般廃棄物処理基本計画改定の中で見直しを図っていくというものです。

○会長 そろそろ次の議題に移りたいと思います。

次期一般廃棄物処理基本計画につきましても、本審議会の部会での審議などを踏まえまして素案が取りまとめられ、今後、区民の皆様の意見を募るパブリックコメントを実施する運びになっているところです。

それでは、「(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案」について、事務局より説明をお願いします。

○資源循環推進課長 それでは、「資料4(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案(案)概要版」をご覧いただければと思います。A3の紙です。

本計画は、本審議会の下、清掃・リサイクル部会を設置いただきまして、これまで5回にわたりご検討いただき、事務局でいただいた意見を調整、反映して、前回7月の審議会で骨子、そして本日、素案をお示しするものです。なお、明日9月9日ですが、最後となる第6回の部会を開催し、部会に関する最後の振り返りについてはご説明させていただくこととしております。部会の皆様には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

ます。

それでは、資料に基づきまして、骨子以降、確定した令和6年度の実績や、素案において検討するとした目標や各施策を中心にご説明させていただきます。

初めに、「項番1 計画の基本事項」及び、右側、「項番2 区を取り巻く現状」については、基本方針の枠組みのまま記述を詳しくしたものとなります。

続いて、その下、「項番3 区の資源、ごみ処理の現状、及び現行計画の進捗」です。こちらは、資料送付以降にごみ資源の量、またリサイクル率が確定いたしました。本日、机上配付資料として、新旧対照表をお配りしています。

こちらの新旧対照表に記載させていただきましたが、中段 ①ごみ量について、令和6年度の濃い青の部分、持込ごみが2万8, 372 t、区収集ごみとの合計で12万2, 532 tとなっています。

これに伴い、右側の指標が確定しています。右側、指標1、区民一人一日当たりの資源・ごみ量は、削減後の目標値である598 gに対し、579 gで達成。

指標2、リサイクル率は、目標値28. 0%に対して25. 0%となっているところです。

続いて、裏面をご覧ください。

「項番4 基本理念・達成目標・基本方針・施策の体系」です。このうち基本理念は現行計画を踏襲し、また、2、達成目標も、基本的には踏襲するものですが、達成目標1について、現行計画では、循環型経済社会という要望を用いているところですが、今日的な用語へ変更し、循環型社会としました。そして、本文では、協働・共創という視点を入れています。

また、本項では、その下、「達成目標実現に向けて」として、サーキュラーエコノミーを見据えることを明記した他、計画を理解しやすくするものとしてのナラティブ、物語として、自分事から誰かのこと、地球規模まで考え、できることから取り組むという視点を記載しています。

右側、3、基本方針に基づく計画については、3Rのうちリサイクルと比べ、2R、リデュース・リユースが十分でなく、今後、より推進する必要があることから、右側、ごみ処理基本計画の2として、まとめて整理をしております。

続いて、下段、「項番5 計画目標」です。指標は2つあります。

指標1、区民一人一日当たりのごみ・資源量、こちらは現行計画と同様です。指標2は、現行計画の指標であるリサイクル率が、資源化されるものの軽量化が進んでいる、例えば、瓶容器が減って、ペットボトル容器が増えているなどによって、資源化の取組が必ずしも重量として現れるわけでないことから見直しております。清掃工場など中間処理能力の検討や、埋立地、最終処分場の延命化といった観点から、人口が増えてもごみ・資源の総量は増やさないというところで、ごみ・資源の年間排出量としているものです。

それぞれの目標値削減率の設定に当たりましては、この項の一番右側にある可燃ごみに占める割合の大きい紙類、プラスチック、厨芥・食品ロス、それにおいて、国や都の目標値を踏まえ、区の削減目標を紙類で20%、プラスチックで30%、厨芥・食品ロスで15%、25%とそれぞれ定め、それを各指標に反映し、指標1では19%減、指標2では16%減と設定しています。

なお、事業系ごみには、区が家庭ごみと合わせて収集するものと、許可業者による持込ごみがあります。区収集のごみ量は、家庭ごみと事業系ごみに分けて算定することができないため、

合わせた取組を行うとともに、持込ごみについては、個別政策において取組の指標を設け、削減を図ることとしています。

次のページをご覧ください。

こちらから、具体的な施策になります。初めに、「項目6 ごみ処理基本計画」です。本項は、1、情報発信・普及啓発から、裏面の5、適正処理・処分まで5項目に分かれています。

初めに、1、情報発信・普及啓発です。

本項では、現状分析として、ごみ資源に関する一定の理解が進んでいるものの、なお、出し方に困る等の意見が一定あると整理をしています。これを踏まえ、過去に方向性では、情報を「届ける」から、「伝わり、動いてもらい、共につくる」としているところです。施策は5つに分類しており、1-1で、まず区の3Rの合い言葉である「板橋かたつむり運動」の普及・定着を一層進めること。

1-2で、情報発信に際して、チラシ等の紙、ホームページ等の電子媒体、イベント等の対面の機会等、あらゆる機会を活用すること。

1-3で、あらゆる世代、1-5で高齢者、外国人などの多様な区民像を意識した伝わる設計を行うことを目指しているものです。

また、その際、1-4になりますが、協働と共に創による情報発信として、区による一方的な情報コンテンツの作成ではなく、区民や事業者の皆様の意見や考えを反映させる方法を検討していくこととしています。

続いて、2番、発生抑制・再使用、リデュース・リユースです。

本項では、(1)現状分析として、資源・ごみの減量は着実に進んでいると整理しています。その上で棒グラフにありますとおり、厨芥、紙類、プラスチックの3品目の可燃ごみに占める量に注目し、取り組む必要があるとしています。

(2)施策の方向性では、区民や事業者の行動の後押しをするという視点を定めています。

施策は5つあります。2-1から2-3は、現行計画を継続するとともに、先ほどの厨芥、紙類、プラスチックに関して、それぞれに関する対応を図る視点を入れています。

また、新しい視点として、今般、「サーキュラーエコノミー」を見据えるとしたことから、2-4、2-5では、リペアやリユースの視点を取り入れ、区や、区内の事業者や、団体が行っている活動の情報を収集・整理して発信し、広く区民の皆様に活用いただくことを目指すものとしております。

続いて、右側になります。右側、3、再生利用(リサイクル)です。

(1)現状分析として、紙パック、紙箱、紙袋、OA用紙といった、いわゆる雑がみと拠点回収品目の回収率を課題としています。

(2)施策の方向性では、リサイクルを物語として「みんなごと」にという視点を取り入れています。

施策は6つあり、3-1、3-2は、紙類、プラスチックに関して、リデュース・リユースを優先しながら、なお、できないものはリサイクルする、その啓発や取組を掲載しています。なお、厨芥・食品ロスに関しては、この後の食品ロス削減推進計画で言及するものです。

その他、3-3から3-6では、現行の取組を継続すると同時に、回収品目の増や集めた後の水平リサイクル、例えばペットボトルのボトル to ボトルのような、より環境負荷の少ないリサイクルルートを検討することなどを盛り込んでいます。

続いて、裏面をご覧ください。4、収集運搬です。

(1) 現状分析としては、高齢者・障がい者といったごみ出し支援の需要の高まりとともに、人口、単身世帯、集積所の増、収集の担い手減少など、収集運搬体制の維持が困難になる可能性があると整理をしております。

(2) 施策の方向性では、こうした点から、「安心して出せる」「安心して集め、運べる」と、排出者、収集運搬の担い手の双方の視点を入れているものです。施策は6つあります。4-1で、高齢者、障がい者ごみ出し支援の継続と、対象者の拡大について記載した他、4-2では、集積所の適正な管理や美化への取組を入れております。

そして、4-3では、収集運搬体制の強靭化に向けまして、効率的で持続可能とすべく、DXやAIを活用した収集運搬体制の構築を検討するとともに、令和6年度のプラスチック回収開始から各方面でご意見等をいただいている、現在、可燃、週3回、不燃、月2回、プラスチックを含む資源、週1回となっているごみ資源の収集・回収回数の検討を行うこととしています。

また、4-4で、不法投棄等への対策を継続して行う他、4-5では、昨今、問題となっておりますリチウムイオン電池を含め、取扱いに注意が必要な品目等の安心・安全な収集方法を検討することとしています。

そして、4-6では、集積所等で適正な排出がなされていない場合において、排出指導を徹底して行うという視点を入れているものです。

続いて、5、適正処理・処分です。

(1) 現状分析としては、大規模災害に至らない局地的な集中豪雨への対応や、家庭ごみ有料化の検討状況について整理をしています。

施策としては5つあります。5-1で、局地的な集中豪雨への対応を図る他、令和3年に策定した災害廃棄物処理計画の改定検討をする旨、定めています。

5-2で、違法な不用品回収業者への対応を行う他、5-3、5-4で、ごみ資源の減量や、二十三区清掃一部事務組合が管理運営する板橋清掃工場の熱エネルギーの活用について、適切に進めていくこととしています。

また、5-5では、家庭ごみ有料化や、家庭ごみの収集に支障のない範囲で収集する事業系のごみの基準。こちらにつきまして、調査・検討を行うこととしています。

なお、家庭ごみ有料化につきましては、板橋区単独での検討が難しいことから、他区や東京都と連携しながら、市部の状況等も参考にしつつ進めていくことを考えています。

右側になります。項番8とありますが、こちら7の誤りです。

「項番7 食品ロス削減推進計画」です。本計画では、ごみ処理基本計画の内容について、食品ロス削減に特化して定めるものであり、ごみ処理基本計画と重複や、また同計画を参照したりするものになります。

(1) 現状分析としては、区民の食品ロスへの取組への意識が高い一方、可燃ごみに占める食品ロスの割合が1割であること。事業系では、飲食サービスにおいて厨芥の割合が高いこと等を整理しております。これらについて、方向性を3つ定めています。

まず、方向性1では、区民や事業者が、個々に取り組むための区としての情報発信や食品ロス削減コンテンツ、ツールの提供を行うものです。

施策としては3つあります。1の家庭では、家庭における食材の管理について。2の事業系

であれば、他都市で行われている先進的な事例を区が収集し、提供を発信してまいります。そして、これらを合わせ、3、教育・学習機会を充実させるというものです。

続いて、方向性2です。

区民や事業者が、個々ではなく一体となって取り組むもので、各種キャンペーンやフードドライブ等について、区が環境を整備していくものです。

施策は4から7まであり、4から6で既存の事業の継続及び充実を図るとともに、7では、既存の取組を拡張した区民や事業者との連携を検討していくものです。

そして、方向性3は、食品ロスの現状や、これまでの方向性1や2の活動や、その取組成果について見える化する方法を検討していくものです。

最後、9となります、こちら正しくは8で、「項番8 生活排水処理計画」です。

こちらでは、区内にある汲み取りし尿の収集運搬、また公共下水道の一部告示、全部未告示世帯への清掃汚泥収集運搬について、安定・継続的に実施をすることを定めています。

以上、素案（案）についてご説明をさせていただきました。

資料の方につきましては、こちらの内容の詳細になっています。

○会長 次期一般廃棄物処理基本計画につきましても、先ほどの環境基本計画と同様に、2つの点からご審議をいただきたいと思います。

1点目は、素案について確認したい点、それから2点目は、原案（最終版）に向けて、ご意見がございましたらお寄せいただきたいと思います。

○委員 ごみ処理基本計画の第4章の部分なんですけれども、こちらの方、高齢者、障がい者に対するということで、実際、今、現況で言いますと、外国人の居住者が増えてきているということで、それに対しての何かアドバイス等々を含めて、そういったのも何かやっているかどうかと、ちょっとお聞きしたいです。

○資源循環推進課長 現状ということでお伝えいたしますと、いわゆる外国人向けのリーフレットというものを用いておりまして、そちらをお配り等をさせていただいているところです。

また、いわゆる転入者のときには、そういうことが分かる情報につきましては、紙媒体でお渡しをしているところです。

○委員 そうしますと、受付、1階とかで、例えば転居届とかそういったときに、紙媒体でお渡ししているというイメージでよろしいでしょうか。

○資源循環推進課長 はい、そうです。紙媒体でお渡しをしている部分と、あと、ご自身で持っていっていただく部分というのはあるところです。

○委員 やはり、ごみの出し方というのが、国によって全然違うところもあるとは思いますので、様々な用意を、準備をしておかないと、恐らく、また収集に限っては色々な面、マイナスなところが出てくるとは思いますので、そこも含めて、今後、しっかりとやっていただければなと思います。

それと、やはり2040年が、板橋区、人口ピークということもあり、あと15年ですか。15年たつてしまうと、やっぱり担い手というか、先ほどこちらにも書いてあるとおり、収集の人手がだんだん減ってきて、なおかつ、ごみは、減らそう減らそうというイメージではあるんですけども、やはり人口が増えればそれだけごみは増えて、収集の人間が少なくなってくるということで、更にちょっと1つ上を見ていかないと、なかなかこのごみ処理ということに関しては難しいのかなと思いますので、それも含めて、今後しっかりと検討していただければと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

○資源循環推進課長 まさに担い手の減少につきましては、課題と思っておりまして、そちらも併せて、今後、検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員 2つ質問させてください。

概要版の「6 ごみ処理基本計画」の3、再生利用促進（リサイクル）のところで、雑がみを資源に出しているかということがあります。これに関連して、素案の方の105ページにも、雑がみ関係と合わせて他のものも色々と出ているんですけれども。

私の肌感覚でも、段ボールとか新聞、あとは瓶・缶・ペットボトル、この辺りはかなり資源として排出されているのかなというふうには思いますが、この雑がみであったり、あとは衣類関係というのは、もう可燃ごみとして出しているケースが本当に多いのかなというふうに思っています。

これ、資源として回収してもらえるということが、周知がまだ十分ではないのかなと思っていますし、あとは、出し方自体が、資源でどうやら回収してもらえるらしいけれども、出し方がいま一つよく分からぬというふうにおっしゃっている方もいます。この辺りのリサイクル率を上げていくためには、広報活動が多分必要になってくるのかなと思うのですが、今、現在でやっているものを、更にリサイクル率をアップしていくために、どういった広報活動、何か検討しているものがあれば教えてください。

○資源循環推進課長 いわゆる雑がみや衣類、そういうものを排出のご案内という部分でございます。現状、ハンドブックに記載をされてたり、広報等に出している部分もありますけども、こういったものにつきましては、SNSも活用して、例えば衣類であれば衣替えの時期ですとか、当然、雑がみも、年度替わりですとか、時期が重なる部分があるかもしれませんけども、そういう時期を生かしながらの発信につきましては、やはりSNSは機動力がありますので、そういうものも活用しながらというところは、今、案の1つとしては考えているところです。

○委員 あと、もう1つ教えてください。

概要番号の7、ごみ処理基本計画のところの収集運搬です。素案の方に、関連として 61 ページかなと思います。高齢者・障がい者などに対する戸別収集の件数が出ていています。今後の目指す方向としては、上がるのがよいか、下がるのがよいかというところで、上がる方向で矢印が向いているかと思うんですけども、他区と比べて板橋区はこの戸別収集の条件が厳しいんじゃないかなというふうに、実はお伺いすることができます。戸別収集、かなり回らなきゃいけないので、収集される方にとっては、すごく大変かなとも思うんですが、一方で、戸別収集にすることによって、きちんと分別がされたりとか、リサイクルがされたりということのアドバイスもできるんだよなんていうお話を伺っているところです。

今後、この目指す方向が上がるのがよいという形で記載がされているんですけども、その条件を緩和するような方向で考えているのか、それとも、ただ単純に高齢者が増えたり、障がい者が増えたりする段階で増えていくことが望ましいですねという意味合いなのか、どちらの方向での意味合いで書かれているのかなというところを教えてください。

○資源循環推進課長 いわゆる高齢者、障がい者に関する対象者の拡大という点につきましては、いわゆる基準について、他区の状況等を踏まえながら取扱いを考えていくというところです。なので、現状の整理としましては、現在の基準を生かしながら、かつ、いわゆる、その他

的な部分で、少し緩やかに運用した方が良いのか、もしくは違う方法があるかというのは、これから検討かというふうに考えています。

○委員 実際に、戸別収集が増えたときというのは、回収が実際にできるのかどうか。その稼働率というか、人手が足りなくて、上限というのはあるのかなとも思うんですけども、その辺りというのは、いかがなんでしょうか。

○資源循環推進課長 実際問題としまして、当然、収集運搬、戸別につきましては、その分の体制が必要となります。現状すぐに逼迫しているという状況ではありませんけれども、この伸び率が、例えば非常に高い伸び率を示した場合には、やり方も含めて検討が必要かなというふうに思っています。

○委員 前回の審議会におきましても、区民一人一日当たりのごみ資源の排出量の目標値の設定について、伺わせていただきまして、今回、明確に数値が掲載していただいているわけなんですけども。素案の33ページに、その記載がございますが、令和6年度の実績では、一人一日当たり579g、これが令和17年度、現状のまま推移した場合には504gというふうに計算されていて、それが今回、目標値としては、そこから更に減らした466gと記載をされているわけなんですが、この差は38gくらいかなと思うんですけども、この数値を設定した根拠をお伺いしたいです。次ページにある個別重点目標値、こういったものが達成されていけば、この数値を目指せるというような考え方なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○資源循環推進課長 こちらの目標値につきましては、おっしゃっていただいたとおり、34ページの個別重点目標値というところで、紙類、プラスチック、厨芥のそれぞれの目標値を定めておりまして、こちらを達成しますと、33ページの真ん中の目標に至るというところです。

○委員 それから、先ほど外国人の方のごみ出しのお話が出ましたけども、素案の43ページの方に、下の方で、「多様な区民像に対応した情報発信の充実」というふうに記載をされております。前回も審議会の方で、この外国人の方々に、自分ごとになる啓発というキーワードをお話しいただいて、そういう観点が重要だと私は思うんですけども、43ページのところには、この自分ごとになるという観点では、ちょっと記述が1つもないかなというふうに思います。外国人の方々が、今、日本にお住まいで、母国ではないかもしれませんけども自分ごとなるという、この観点は非常に大事かと思うのですが、そういったことは今後、記載をされていかないのでしょうか。ご確認させてください。

○資源循環推進課長 こちら情報発信、普及啓発全般としまして、いわゆる「伝わり、動いてもらい、共につくる」という視点を持っているものです。その点から言いますと、外国人の方に向けても、いかに伝わるか、いかにルールに基づいて取り組んでいただけるかというふうな視点が大事というふうに思っています。なので、少し記載の方の工夫は、今後させていただければと思いますけれども、基本的な考え方としては入っているというところです。

○委員 ぜひ、記載していただけたらいいかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

最後、もう1点。先ほど収集運搬体制のお話がございましたが、65ページの下のところです。効率的で持続可能な収集運搬体制の検討ということで、収集の担い手の減少、といった問題というのは、収集事業者さんの方で抱えていらっしゃる問題かと思うんですけども、単純に担い手の減少というふうに記載がございますが、いわゆる今現在のこの働き方改革、こういった時代の流れの中で、なかなか、この担い手の方が定着しないという問題もあるのかなと

思っております。この働き方改革を鑑みた、この区の施策を講じていくというような考え方も大事な視点かなというふうに思うのですが、そういった記載の検討はいかがでしょうか。

○資源循環推進課長 収集担い手の減少というところで言いますと、大きなところでは、いわゆる2024年問題という部分はありますし、今後、働き方改革という視点も重要と思っております。なので、現行でもそういった思想は、この項目には含まれている部分ですが、記載の方法につきましては、少し工夫させていただければというふうに考えています。

○委員 この概要版の最後のページのところで、それぞれの項目に、ねずみ色で網かけをしてくださっているところがあると思うんですけれども、具体的には、7、ごみ処理基本計画で言うと、4（2）の施策の方向性のところで、「安心して出せる」とか、「安心して集め、運べる」が続けられる社会というのが、とってもイメージがつくんですが、その後の5、適正処分のところの（2）「見えないところで、支えるしくみ」というものと、あとは、その右側9 生活排水処理基本計画の施策の方向性の中の「くらしの“あとしまつ”」に、環境と備えを」というところが2つ、少し補足をお願いできますでしょうか。

○資源循環推進課長 まず、適正処理の5番ですね。項目5の適正処理という部分です。こういったところ、いわゆる区民の皆様ですとか、事業者の皆様、排出される方々にとっては、いわゆる出した後の話という部分です。なので、いわゆる出すまで、収集運搬以降の取組につきましては、なかなか表に出てこない部分ですけども、こういったところにつきましても、十分に、いわゆる一体的な取組というところで、その充実を図っていくというところです。

また、特に見えないところで支えるという部分で言いますと、いわゆる災害対策という部分では、常日頃見えない部分として、いつ、何かあったときに備えるという視点も大事だというところです。

また、公平という部分で言えば、家庭ごみ有料化ですとか、そういったところにつきましては、いわゆる排出に関する負担をどのようにしていくのかというところの視点が入るというふうに考えています。

続いて、最後ですけども、生活排水処理基本計画というところで、こちらは、いわゆる生活排水ということで、使用された後のものです。これも最後の方でなかなかその先が見えないという部分はありますけども、こういった出した後の排水について適切に処理をする。見えない排水というところ、こういったものも大事というふうな視点を取り入れているものになります。

こういった取組につきましては、先ほどの収集運搬ですとか、処理の体制というのが非常に重要になってきますので、近しい文脈もございますけども、いわゆる最後まで責任を持つというところの視点というところで加えているものになります。

○委員 見えないところのお仕事ということで、先日、ある町会さんから、みんなでバスに乗って、ごみ処理場に見学に連れて行ってもらったんだよというお話を伺いました、そこで見学をしたところ、とても大変だということが分かったので、私たちも頑張らなきゃいけないと思っていますみたいなお声がありました。そういった、みんなで見学などをしていただける機会があると、そういう見えないところの皆さんのが頑張っていただいているところがよく伝わって、いいのではないかというふうに思いました。

○会長 大体、ご意見は出尽くした感じでしょうか。

それでは、先ほどの環境基本計画の方に関しても両方まとめて、発言し忘れた方がいらっしゃいましたら、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 両方にまたがる話としてさせていただきます。

内容ではないんですけれども、両方で共通して出てくるキーワードに対して、それぞれピクトグラムが与えられていて、2つの素案で違うピクトグラム、例えばサーキュラーエコノミー、それぞれ違うピクトグラムを使われていて、これは区のものとしては統一した方がいいのではないかなと思います。そういうデザイン的なところは、多分、どこかで最終的に、どこかが出されるのかなという気がするのですけれども、早めの段階でその辺は、こういうものが共通だねというのは入れておいていただいた方がいいかなと思います。

○環境政策課長 デザインについても、今後、最終的に調整を行ってまいりますので、その中でピクトグラムの整合性ということも踏まえて、調整をさせていただきたいと思っております。

○委員 2点、確認のためのご質問なんですけども、クーリングシェルターの件について。

クーリングシェルターというのは、公式的に何か定義というか、どういう施設をクーリングシェルターにしなさいとかいう、そういう国とか都の方針があるのでしょうか。

それから、より広い、数をたくさんにするためには、その枠をより広げて、皆さんの生活範囲のすぐ近くにクーリングシェルターがあるというような形にする可能性はないのかということを、1つお聞きしたいということと、もう1つは、一般廃棄物の不正処理についてです。

法律では、産業廃棄物に関しては、マニフェスト発行ということが義務付けられていますけども、今後、そういう不正処理の防止ということに関して、そのマニフェストの利用の可能性についてどう考えられているかというのを、お尋ねしたいと思います。

○環境政策課長

まず、クーリングシェルターですが、ご指摘のように、環境省において、クーリングシェルターの要件というものを定めています。主立った要件といたしましては、冷房設備の設置、また、開放義務といいますか、いわゆる熱中症特別警戒情報が発表された際の所定の開放期間中の開放。また、避難者が滞在し、暑さをしのげるだけの適切な空間の確保といった要件があります。

一方で、ご指摘のように、非常に今、熱中症ということが呼ばれている中で、こうしたクーリングシェルターの普及ということの中では、この要件のいかんということは、縷々、議論があるところでですので、区としても、その件の今後の議論の動向というのをよく見定めて、検討、クーリングシェルターの位置付けというものを捉えていきたいと考えています。

○資源循環推進課長 マニフェストに関してです。現状では、いわゆる収集運搬から処分まで着実に行うという点で、法令その他で各種帳票を定められているところです。現状でも適正に運営するために、区としても指導、ご指摘する部分はありますけども、そちらについては継続的に行っていくというような状況です。

○委員 ということは、不正処分を防止するために、今の運用からプラスアルファで何か施策をすると、それにマニフェストを使っていくというような方向性のアクションを考えていられないでしょうか。

○資源循環推進課長 現状では、新たに何かマニフェストを活用してというところでは、特に現状の検討は進んでいないところです。

一方で、適正処理というのは当然守るべき部分ですので、何か状況に応じて対応というのは、考えてまいりたいというところです。

○土木部長 土木部長です。ちょっと補足させてもらってもいいでしょうか。

○会長 はい。

○土木部長 工事をする関係で、廃棄物を排出する関係でマニフェストも所管しているものですから、少しお答えさせていただきたいと思います。

廃棄物の処理に関しては、区の場合は、一般廃棄物の処理計画ということで、基本的には産業廃棄物については東京都の所管になるんじゃなかろうかと思います。

一方、区の方でも工事を行っており、産業廃棄物を出す関係で、道路の工事ですとか建物の工事の関係で、マニフェストの方を活用させてもらっているところです。そういった意味では、板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025というのがあるのですが、この13ページの一番下のところに、「環境に配慮した施設整備」ということで、工事に関する記載があるんです。今回の環境基本計画の中には、この地球温暖化対策実行計画（事務事業編）も統合する予定ですので、その部分の書き込みの中で、この部分で全体の街中の産業廃棄物に関することは、区の所管ではないので書き切れませんけれども、いざ自分たちが出す廃棄物については、きちんとマニフェストの中で管理していきますよというような記載はできると思います。もし入れるとしたら、ここの部分を統合した部分の中でうまく記載して、自分たちの区としての行動、マニフェストを活用して縛っていくみたいな記載は可能かと思います。

○会長 よろしいでしょうか、意見は出尽くしましたでしょうか。

それでは、これで大体、意見は出尽くしたようですので、次期一般廃棄物処理基本計画、それから、先ほどの環境基本計画とも、本審議会におきまして、この後、寄せられた区民の皆さんのお意見を踏まえた原案の審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様には、引き続きお力添えをお願い申し上げます。

以上をもちまして、第67回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。

○環境政策課長 伊香賀会長、進行をありがとうございました。

次回、会議につきましては、12月22日月曜日の午後1時を予定しています。答申案のご審議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、明日、9日火曜日午後1時から、清掃・リサイクル部会を開催させていただきます。部会委員の皆様につきましては連日のご審議となりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。